

さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業実施要綱

平成27年3月27日保健福祉局長決裁

（一部改正 平成29年3月6日決裁）

（一部改正 平成30年3月28日決裁）

（一部改正 平成31年3月25日決裁）

（一部改正 令和元年9月2日決裁）

（一部改正 令和2年3月23日決裁）

（一部改正 令和3年3月9日決裁）

（一部改正 令和6年3月21日決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の社会参加及び生きがいを支援し、介護予防の推進を図るとともに、高齢者のボランティア参加意識をかん養し、地域における高齢者のボランティア活動を奨励し、及び推進することを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域支援事業として、高齢者のボランティア活動に対して予算の範囲内において奨励金の交付等を行うシルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業（以下「いきいきボランティアポイント事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「いきいきボランティア活動」とは、次に掲げるボランティア活動をいう。

- (1) 別表第1に掲げる施設等において行うボランティア活動（以下「施設ボランティア活動」という。）
- (2) さいたま市シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業実施要綱（平成27年3月27日保健福祉局長決裁）に基づく長寿応援ポイント事業における登録団体の代表者又はスタッフの活動（以下「長寿応援活動」という。）
- (3) 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）が実施する傾聴ボランティア養成講座の履修者により構成される団体「あゆみ」による傾聴ボランティアの活動（以下「傾聴ボランティア活動」という。）

(4) さいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第31号）に基づき、市長が社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して実施するさいたま市在宅高齢者等宅配食事サービス事業におけるボランティア活動（以下「宅配食事ボランティア活動」という。）

- 2 この要綱において「登録者」とは、いきいきボランティア活動を行う者で市長が第5条第2項の規定により登録したものをいう。
- 3 この要綱において「受入施設」とは、施設ボランティア活動を受け入れる施設又は法人その他の団体として、第8条第2項の規定により市長が指定したものをいう。
- 4 この要綱において「寄附受入団体」とは、受入施設を運営する法人その他の団体のうち、第13条第1項のポイント交換において登録者が行う寄附を受け入れるものとして、第8条第2項の規定により市長が指定したものをいう。
- 5 この要綱において「ポイント」とは、登録者がいきいきボランティア活動を行ったときに、市長が登録者に付与する点数をいう。
- 6 この要綱において「証票」とは、ポイントを記録するために市長が発行するシール状の表示紙をいう。
- 7 この要綱において「シルバー元気応援券」とは、さいたま市シルバー元気応援券事業実施要領（平成27年4月1日保健福祉局長決裁）に基づき発行するさいたま市シルバー元気応援券をいう。

（いきいきボランティアポイント事業の実施）

第3条 市長は、いきいきボランティア活動に参加した登録者にポイントを付与し、当該登録者の申請により、付与されたポイントに応じて奨励金若しくはシルバー元気応援券を交付し、又は奨励金に相当する額について寄附受入団体に寄附をさせることができる。

（利用対象者）

第4条 いきいきボランティアポイント事業を利用することができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による本市の住民基本台帳に記録されている60歳以上の者とする。

（利用者の登録等）

第5条 いきいきボランティアポイント事業の利用者として登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業登録申請書兼登録事項変更・解除届出書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。また、長寿応援ポイント事業の利用者がいきいきボランティアポイント事業の登録を受けようとするときは、さいたま市シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業実施要綱 様式第1号登録申請書兼登録事項変更・解除届出書により、登録の申請をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、セカンドライフ支援センターによるボランティア活動先の紹介等を希望する申請者は、さいたま市セカンドライフ支援事業事務取扱要領（令和元年8月30日保健福祉局長決裁）様式第1号ボランティア登録・変更・更新・終了申請書により、登録の申請をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その資格の有無を審査し、資格を有するときは、登録するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、いきいきボランティア活動の実績を記録するための手帳（以下「ボランティア手帳」という。）を当該登録者に交付するものとする。

（登録者の責務等）

第6条 登録者は、その活動に必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、支援を必要としている高齢者の心身の状況、ニーズ、環境等に十分配慮し、関係者との信頼関係を保ちながら活動するよう努めなければならない。

2 登録者は、市長が指定するボランティア活動保険に加入するものとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は同条第2項の規定による登録の解除を求めるときは、様式第1号により市長に届け出るものとする。また、長寿応援ポイント事業の登録と併せていきいきボランティアポイント事業の登録の解除を求めるときは、さいたま市シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業実施要綱 様式第1号登録申請書兼登録事項変更・解除届出書により、解除の申請をすることができる。

（受入施設等の申請）

第8条 受入施設の指定を受けようとする施設の管理者又は法人その他の団体の代表者（以下「管理者等」という。）は、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業受入施設指定申請書兼変更・辞退届出書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。この場合において、管理者等は、寄附受入団体の指定を受けようとするときは、併せてその旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、セカンドライフ支援センターにおけるボランティア受入機関の登録を希望する管理者等は、さいたま市セカンドライフ支援事業事務取扱要領様式第2号ボランティア受入機関登録・変更・更新・終了申請書により、受入施設の指定の申請をすることができる。

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、受入施設及び寄附受入団体（以下「受入施設等」という。）としての指定の可否を決定の上、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業受入施設等指定・却下決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（受入施設等の申請内容の変更等）

第9条 受入施設等の管理者等は、前条第1項及び第2項の規定により申請した事項に変更が生じたとき又は同条第3項の規定による指定を辞退しようとするときは、様式第2号により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、セカンドライフ支援センターにおけるボランティア受入機関の登録をしている受入施設の管理者等は、さいたま市セカンドライフ支援事業事務取扱要領様式第2号ボランティア受入機関登録・変更・更新・終了申請書により、前条第2項の規定により申請した事項の変更及び指定の辞退を申請することができる。

（受入施設等の指定の取消し）

第10条 市長は、受入施設等の管理者等から前条の規定による辞退の届出があったとき又は受入施設等に不適切な行為があったときその他受入施設等として適当でないと認めるときは、第8条第3項の指定を取り消し、当該受入施設等の管理者等に通知するものとする。

（登録者の受入れ）

第11条 受入施設の管理者等は、登録者が安全かつ適正にボランティア活動を行うことができるよう十分配慮するとともに、登録者に対し、必要な指導を行うよう努めなければならない。

2 受入施設の管理者等は、当該受入施設が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録者の受入れを制限し、又は拒否することができる。

(1) 受入施設の受入態勢を超えて、ボランティア活動の希望があるとき。

(2) 受入施設の事業運営に支障を生じさせるおそれがあるとき。

(ポイントの付与)

第12条 市長は、登録者がいきいきボランティア活動を行ったときは、別表第2の左欄に掲げる活動時間の区分に応じ、同表の右欄に定める数のポイントを登録者に付与するものとする。

2 ポイントの有効期間は、付与された日から、同日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

3 ポイントの付与は、証票を登録者に交付することにより行う。ただし、宅配食事ボランティア活動について付与する場合においては、第8項に定める方法により行うものとする。

4 証票は、1枚につき1ポイントとする。

5 市長は、施設ボランティア活動について、第1項の規定によりポイントを付与しようとするときは、あらかじめ受入施設の管理者等に証票を付託し、受入施設の管理者等は、当該受入施設において登録者がいきいきボランティア活動を行うごとに、登録者にボランティア手帳を提示させ、当該ボランティア手帳の所定欄に証票を貼り付け、当該いきいきボランティア活動を行った期日を記入することにより、登録者のいきいきボランティア活動を記録するものとする。

6 前項の規定は、長寿応援活動について、第1項の規定によりポイントを付与する場合に準用する。この場合において、前項中「受入施設」とあるのは「登録団体」と、「管理者等」とあるのは「代表者」と読み替えるものとする。

7 第5項の規定は、傾聴ボランティア活動について、第1項の規定によりポイントを付与する場合に準用する。この場合において、第5項中「受入施設の管理者等」

とあるのは「シルバー人材センター理事長」と、「受入施設において」とあるのは「派遣した」と読み替えるものとする。

8 市長は、宅配食事ボランティア活動について、第1項の規定によりポイントを付与しようとするときは、社会福祉協議会会長に宅配食事サービス活動ポイント証（様式第4号）に宅配食事ボランティア活動の実績を記録させ、登録者に交付させるものとする。

（ポイント交換）

第13条 登録者は、その申請により、前条第5項（同条第6項又は第7項の規定により準用する場合を含む。）又は第8項の規定により記録されたポイントで同条第2項の有効期間内にあるもの（同一年度に付与されたものに限る。）の合計数に応じ、奨励金若しくはシルバー元気応援券の交付を受け、又は奨励金に相当する額について寄附受入団体に寄附をすること（以下「ポイント交換」と総称する。）ができる。

2 奨励金の額は、100円にポイント交換に係るポイント数を乗じて得た金額とし、当該ポイントが付与された年度ごとに5,000円を上限とする。この場合において、登録者は、当該上限額を交換する場合に限り、奨励金に代え、シルバー元気応援券1セット（6,000円相当）の交付を受けることができる。

3 ポイント交換は、次に定めるところによるものとする。

(1) 前項の申請（以下「申請」という。）は、当該ポイントが付与された日の属する年度の翌々年度の末日までに行わなければならない。

(2) 申請は、同一年度のポイントにつき、1回に限り行うことができる。

(3) 申請は、複数年度のポイントを合算して行うことはできない。

(4) 有効期間を経過したポイント、既に交換が行われたポイントその他市長が無効と認めるポイントがあるときは、当該ポイントを除外したポイントの合計数により算定する。

4 申請は、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業ポイント交換申請書（様式第5号）に次に定める書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。ただし、シルバー元気応援券の交付に係る申請にあっては、さいたま市シルバー元気応援券事業実施要領に定めるところによるものとする。

(1) 施設ボランティア活動、長寿応援活動又は傾聴ボランティア活動については、ボランティア手帳

(2) 宅配食事ボランティア活動については、宅配食事サービス活動ポイント証

5 市長は、申請があったときは、その内容を審査の上、ポイント交換の可否及び奨励金の額等を決定し、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業ポイント交換決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

（ポイント等の取扱い）

第14条 何人も、ポイント、証票若しくは宅配食事サービス活動ポイント証又はボランティア手帳を他人に譲渡し、担保に供し、又は相続の対象としてはならない。

2 受入施設の管理者等、登録団体の代表者、シルバー人材センター理事長及び社会福祉協議会会長は、第12条第5項（同条第6項又は第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定により付託された証票又は同条第8項の宅配食事サービス活動ポイント証を適正に保管し、及び記録を適正に行わなければならない。

3 市長は、偽りその他不正な行為により、ポイント交換を行った者があるときは、その者から当該奨励金若しくは寄附金の全部若しくは一部又はシルバー元気応援券若しくはこれに相当する額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（実績報告）

第15条 受入施設の管理者等は、当該年度の施設ボランティア活動において、翌年度の4月末日までに、さいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業施設ボランティア活動実績報告書（様式第7号）にさいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業施設ボランティア活動参加者報告書（様式第8号）を添えて、市長に報告しなければならない。

2 受入施設の管理者等は、前項の規定による報告をするときは、併せて残余の証票を市長に返還しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、旧さいたま市介護ボランティア制度実施要綱（平成23年8月26日保健福祉局長決裁。以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

3 旧要綱附則第3項ただし書の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前のさいたま市介護ボランティア制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後のさいたま市シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第2項の規定により登録された者（新要綱第4条に規定する要件に該当しない者に限る。）に係る利用対象者の要件については、新要綱第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

高齢者施設
特別養護老人ホーム
老人保健施設
介護療養型医療施設
通所介護（デイサービス事業所）
通所リハビリテーション事業所
特定施設
グループホーム
小規模多機能型居宅介護事業所
ショートステイ事業所
養護老人ホーム
ケアハウス
介護医療院
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅

児童施設
認定こども園
認可保育所
小規模保育事業所
事業所内保育事業所
ナーサリールーム
家庭保育室
地域型事業所内保育施設
子育て支援センター
児童センター
放課後児童クラブ

障害者（児）施設
生活介護
自立訓練（機能・生活）
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型
グループホーム
短期入所
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所支援
日中一時支援
地域活動支援センター
生活ホーム

その他
地域包括支援センター
さいたま市立病院
その他市長が別に定める施設等

別表第2（第12条関係）

活動時間	付与するポイント数
30分以上 1時間30分未満	1ポイント
1時間30分以上	2ポイント

注

- 1 活動時間には、いきいきボランティア活動を行うために受けた説明、指導又は研修の時間を含むものとする。
- 2 付与するポイント数は、活動した受入施設の数にかかわらず、1日当たり2ポイントを上限とする。
- 3 活動時間を的確に把握することが困難な場合その他この表により難しい事情があるときは、市長が別に定める基準により、ポイントを付与することができる。